

開発事業に関する説明を受ける近隣住民の皆さんへ

国立市内で、開発事業や集合住宅の建築等の開発事業を行う場合、国立市まちづくり条例で、次のような手続きを定めています。

- ・開発事業を行おうとしている開発事業者による開発事業の周知、説明
- ・開発事業に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・開発事業について誠意を持って協議し、合意を形成することを目的とする調整会の開催に関する手続き
- ・良好なまちづくりの推進に関する開発事業者と国立市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の近隣住民の皆さんは地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことや調整会の開催要請を請求することにより（下図の⑥意見書の提出及び⑪調整会開催要請請求書の提出）、開発事業者と開発事業について調整を図ることができます。

